

第23回 農業委員会定例総会 議事録

開催日時：令和7年4月24日（木） 午後1時30分 開会

開催場所：佐川町役場 2階大会議室

出 欠：農業委員 出席9名 欠席0名

○ 1番 藤原 健祐	○ 2番 田村 和弘	○ 3番 森田 有紀
○ 4番 氏原 延	○ 5番 田村 公史	○ 6番 澤村 重隆
○ 7番 横畠 悅子	○ 8番 藤田 省三	○ 9番 北添 正男

農地利用最適化推進委員 出席11名 欠席2名

○ 田村 幸生	○ 味元 健清	○ 田村 嘉幸	○ 森 正彦
× 永田 和道	× 邑田 昌平	○ 中村 修	○ 岡村 建介
○ 山口 修二	○ 伊藤 洋章	○ 田村 泰富	○ 岩佐 誠志
○ 北添 秀紀			

事務局：事務局長 藤本 雅徳 係長 前田 紗歩 会計年度任用職員 大原 彰子

日 程： 第 1 開 会

第 2 議事録署名委員選任

第 3 報 告

第 4 議 事

第1号議案 農地法第3条に関する件

第2号議案 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更に関する件

第 5 そ の 他

第 6 閉 会

会長・・・・・・ 定刻になりましたので、これより第23回農業委員会定例総会を開催します。

本日は農地利用最適化推進委員の永田和道委員、邑田昌平委員から欠席の報告が入っています。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、タブレット端末に送信のとおりです。

日程第2. 議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、3番森田有紀委員と、5番田村公史委員を指名します。

つづきまして、日程第3. 報告に移ります。事務局より報告を願います。

藤本局長・・・・ それでは、日程第3. 報告事項につきまして、報告します。

報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、14日に認定農業者の再認定に関する面談が役場において開催され、事務局より私、藤本と前田係長が出席しました。

こちらに関しましては、経営改善計画の変更による再認定で、対象はショウガ農家となります。

21日は、第1回佐川町農業関係機関連絡会が高吾農業改良普及所において開催され、事務局より私、藤本と前田係長が出席しました。

こちらに関しましては、関係機関の予定や黒岩梨生産者についてのアンケート結果の共有のほか、協議事項として令和7年度担い手育成総合支援協議会総会の開催日の日程調整や、園芸用ハウス整備事業、農業災害調査体制などについて話し合いました。

また、会の終了後には続けて、担い手育成総合支援協議会の幹事会が開催され、認定農業者の更新に関する審議と指導農業士への推薦の承認に関する審議を行い、両方とも承認されました。

なお、対象は認定農業者がショウガ農家で、指導農業士がニラ農家です。

24日は、本日の定例総会となっています。

つづきまして、報告事項2. 農地法第3条の3第1項の規定による届け出書7件について報告します。

なお、届出事由はすべて相続となっています。

1番が、相続人が[REDACTED]の[REDACTED]さん。土地の所在が字[REDACTED]番[REDACTED]外4筆。地目は田が4筆と畠が1筆で、合計面積が1, 613m²。

届出日は、令和7年3月14日です。

2番が、相続人が[REDACTED]の[REDACTED]さん。土地の所在が、[REDACTED]字[REDACTED]番[REDACTED]外10筆。地目は田が3筆と畠が8筆で、合計面積が5, 128. 43m²。

届出日は、令和7年3月17日です。

3番が、相続人が[REDACTED]の[REDACTED]さん。土地の所在が、庄田字[REDACTED]番[REDACTED]外10筆。地目は田が1筆と畠が10筆で、合計面積が5, 122m²。

11筆中、[REDACTED]の2筆についてはあっせん希望となっています。

届出日は、令和7年3月18日です。

4番が、相続人が[REDACTED]の[REDACTED]さん。土地の所在が、[REDACTED]字[REDACTED]番[REDACTED]外16筆。地目は田が5筆と畠が12筆で、合計面積が4, 967. 81m²。

届出日は、令和7年3月24日です。

5番が、相続人が[REDACTED]の[REDACTED]さん。土地の所在が、[REDACTED]字[REDACTED]番[REDACTED]外7筆。地目は田が1筆と畠が7筆で、合計面積が2, 445m²。

持ち分2分の1の相続となります。

届出日は、令和7年4月3日です。

6番が、相続人が[REDACTED]の[REDACTED]さん。土地の所在や地目、面積は5番と同じです。

こちらも同じく、持ち分2分の1の相続となっています。

届出日も、5番と同じです。

7番が、相続人が[REDACTED]の[REDACTED]さん。土地の所在が、[REDACTED]字[REDACTED]
[REDACTED]番[REDACTED]外21筆。地目は田が7筆と畠が15筆で、合計面積が
15,543.75m²。

届出日は、令和7年4月7日です。

つづきまして、報告事項3. 時効取得の届け出1件について報告します。

登記義務者は[REDACTED]の[REDACTED]さん、登記権利者は[REDACTED]の[REDACTED]さん。
土地は[REDACTED]字[REDACTED]番[REDACTED]。地目は畠で、面積は11m²。平成4年
10月3日の時効取得による所有権移転となっています。

報告は以上です。

会長・・・・・・ 事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

【質問等なし】

会長・・・・・・ 質疑等がないようなので、これで報告を終わります。

つづきまして、第1号議案農地法第3条に関する件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・ それでは、第1号議案農地法第3条に関する件4件について説明します。

なお、2番と3番が行政書士の[REDACTED]さん、4番が行政書士の[REDACTED]
さんが代理人となっています。

1番が、譲渡人が[REDACTED]の[REDACTED]さん。譲受人が[REDACTED]の[REDACTED]さん。
土地の所在が、[REDACTED]字[REDACTED]番[REDACTED]。地目は畠で、面積が
216m²。

申請の内容は、売買による所有権移転で、価格は先月の案件と合わせて全部で5万円。反当りにすると、約1万5千円となります。

2番が、譲渡人が[REDACTED]の[REDACTED]さんと[REDACTED]の[REDACTED]さん。譲受人が[REDACTED]の[REDACTED]さん。

土地の所在が、[REDACTED]字[REDACTED]番[REDACTED]。地目は畠で、面積が389m²。

申請の内容は、売買による所有権移転で、価格は5万円。反当りにすると、約12万8千円となります。

3番が、譲渡人が2番と同じ。譲受人が[REDACTED]の[REDACTED]さん。

土地の所在が、[REDACTED]字[REDACTED]番[REDACTED]。地目は田で、面積が1,251m²。

申請の内容は、贈与による所有権移転です。

4番が、譲渡人が[REDACTED]の[REDACTED]さん。譲受人が[REDACTED]の[REDACTED]さん。

土地の所在が、[REDACTED]字[REDACTED]番[REDACTED]。地目は畠で、面積が385m²の内151m²となってますが、現在分筆登記中です。

申請の内容は、売買による所有権移転で、価格は20万円。反当りにすると、約132万4千円となります。

以上です。

会長・・・・・・ それでは、確認委員さんの報告をお願いします。

藤本局長・・・・ 確認委員である邑田推進委員に代わりまして、1番の報告書を代読させていただきます。

申請地は[REDACTED]集落にあり、[REDACTED]から町道を北に150m行った左側の農地です。

現在は、野菜や果樹が植わっています。許可後は野菜を栽培する予定です。

譲受人は野菜を栽培する農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書でも譲受人や雇っている人達での複数年の営農を計画しています。農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ありません。

以上のことから、問題なしと判断しました。

報告は以上です。

8番藤田委員　・　2番について報告します。

申請地は■集落で、■から南へ約300mの所にあります。現在は栗の木があつたり、草が30～40cm生えていたりしている状態で、許可後は栗や果樹を栽培する予定です。

譲受人は今回が初めての営農となります。添付されている営農計画書で譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。

栽培に必要な農機具類は全て保有していませんが、地域との調和要件も問題ありません。来月15日から隣接の住宅で居住する予定です。

以上のことから、許可相当と判断しました。

つづきまして、3番について報告します。

申請地は■集落で、■から南へ約400mの所にあります。現在は2回ほど耕うんしている状態で、許可後は水稻を栽培する予定です。

譲受人は主に水稻を栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書でも譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。

農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ありません。

以上のことから、許可相当と判断しました。

6番澤村委員　・　4番について報告します。

申請地は [REDACTED] 集落で、[REDACTED] から北へ 10m の所にあります。現在は耕起されている状態で、許可後は大根や芋、ほうれん草を栽培する予定です。

譲受人は主に水稻を栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書でも譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。

栽培に必要な農機具類は全て保有しており、地域との調和要件も問題ありません。

以上のことから、許可相当と判断しました。

会長・・・・・・ 確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

【質問等なし】

会長・・・・・・ 質疑等がありませんので、一括してお諮りします。第1号議案につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

【全員挙手】

会長・・・・・・ 賛成全員。よって、第1号議案につきましては申請のとおり決定しました。

つづきまして、第2号議案農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更に関する件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

前田係長・・・・ それでは、第2号議案農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更に関する件1件について説明します。

申請人が、[REDACTED] の [REDACTED]。

土地の所在が、[REDACTED]字 [REDACTED]番 [REDACTED]外7筆。

地目が田と畑が4筆ずつで、合計面積が1, 884 m²。

変更目的は議案書の備考欄に記載のとおりです。

変更箇所につきましては、タブレットに送信しております総会資料をご覧ください。

なお、今回は転用許可後の事業計画変更申請であり、変更箇所も農地とは関係ない場所であったり、工事期間の延長であったりのため、事前に担当委員に書類を確認してもらったうえで、現地調査を行わないことになりました。

以上です。

会長・・・・・・ 事務局からの説明が終わりましたが、質疑等はありませんか？

【質問等なし】

会長・・・・・・ 質疑等がありませんので、お諮りします。第2号議案につきまして、許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

会長・・・・・・ 賛成全員。よって、第2号議案は許可相当という意見を県知事に送付することに決しました。

その他に移ります。

事務局の説明を求めます。

藤本局長・・・・ その他について、3点ほどお伝えいたします。

まず1点目としましては、令和7年度の予定についてです。

1年の大まかなスケジュール案を作成しましたので、議案書に記載いたしました。

今年の一筆調査ではタブレットのみの使用を考えていることと、その後の集計や入力作業の期間や利用意向調査の発送、現地の再調査のことなどを考えた結果、1ヶ月ほど前倒しし、その分、その後の作業に時間をさけるようにしています。

また、令和8年7月19日で皆様の任期が満了となることから、改選に向けた取り組みが必要になってくることから、こちらも大まかなスケジュール案を議案書に記載しています。

2点目は、令和6年における賃借料情報についてです。

1年に1度、1月から12月までに提出された賃貸借情報を取りまとめ、公表するようになっています。

町のホームページには3月31日付で公表していますが、皆様にもタブレットへ総会資料として送信するとともに、印刷したものをお手元に配布しております。

住民の方から賃借料で問い合わせがあった際などにご活用ください。

3点目は、情報共有・意見交換についてです。

今回から、総会の際に各委員の皆様が持っている農地や農家の情報を共有したり、いろいろなことでの意見交換をしたりする場を設けて、農地の最適化活動、農地の集約化・集積化、遊休農地の解消、新規参入へ繋げたいと思います。

こちらに関しましては、県の農業会議が県内の農業委員会の活動を評価する取り組みを実施しております、ちょうど昨年度の6年度は、佐川町の農業委員会の活動を評価頂いておりました。

その評価に際して、今年、2月の総会時には、会の模様を見学もして頂きました、高知大学の緒方教授から頂きましたアドバイスを元に、「その他」の項目として挙げさせていただいたものです。

タブレットの方へ、「令和6年度農業委員会活動に関する評価検討会の所見（コメント）」と題した資料を掲載しておりますが、この所見は、緒方教授から、佐川町農業委員会の現在の活動の内容を評価頂くとともに、今後、こんな風に取り組んだら、もっと最適化活動の成果に繋がりやすくなるのでは、といったような様々な助言や提案を頂いております。

所見の内容について全部を説明することはしませんが、少し紹介しますと、佐川町は、2007年、2012年に続き、昨年で、活動評価が3回目ということで、

所見では、現在の委員会の構成や農地、農家の概況と農業・農村振興の概況を紹介し、最適化活動の成果目標については、まず、農地の集積について、最終目標年度である令和13年度の集積率58%達成に対する、現在の達成状況や今後の見通しの厳しさを、また、委員の最適化活動を行う日数目標については、タブレット端末の活用が最適化活動にプラスの作用があることや農地の全筆調査の実施が継続されていることは委員会活動が継続的に行われていることの証左と見ることができる、といった評価を、そして、最適化の活動全体について、目標等は適正に設定されており、しっかり活動できているがゆえの成果も上がっている、という評価を頂いております。

また、一方で、活動の見える化については、HPでの見せ方の工夫や種々の媒体での重複した広報のやり方をしてみては、といったアドバイスも頂いております。

その他、定例総会の議事進行、議案審議についてのアドバイスや、活動記録がきちんと付けられており、日数の数字として見えるので、そのことで見える化に繋がっており、農外へのアピールにもなるといったこと、また、「担い手確保」や「農地利用の最適化」に向けての取組の助言や今後の農業委員会の活動内容の提案などを頂いております。

委員の皆様には、ぜひ、時間のある時に、ご一読頂ければと思っております。

この所見の中にも書かれておりますが、2月の総会時の利用集積計画の審議中の、圃場整備地区の案件の中で、別の地区担当の委員から「当該圃場整備地区に若手の担い手があるが、どうやって掘り起こしたのか?」という趣旨の質問がされるなど、積極的に情報共有を図る様子も見られ、中身の濃い審議がなされていることが確認できた。通常の総会でも委員同士の意見交換や情報共有の時間にあてると、より充実した総会になるだろう。

と、ありますように、この後、どのような案件でも良いですので、委員さん同士の意見交換や情報共有を行って頂ければと思い、企画させていただきました。

できれば、今回から毎月この情報共有・意見交換の場を設けようと考えています。

私からは以上です。

前田係長・・・・ それぞれの担当地区での新規就農者の情報などもありましたら、教えていただきたいです。

田村昌幸推進委員 わたしの担当地区内で、地域おこし協力隊を今年の3月に卒業し、その後農業をやっている人がいる。

6番澤村委員・・ 近くに移住してきた人は夫婦で頑張って耕作している。

5番田村委員・・ 農業者同士の横の繋がりが今はない。

7番横畠委員・・ 新規就農者に関する補助金などの情報をもっと広く広めてほしい。

会長・・・・・・・ その他、特にないようなので、これで第23回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。

次の定例総会は、5月22日 木曜日 午後1時半から、佐川町役場2階大会議室で行いますので、ご注意ください。